

(平成21年1月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

国民年金関係 12 件

厚生年金関係 2 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

千葉国民年金 事案 963

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和47年3月にA市に転入した際に、夫婦で一緒に国民年金に加入し、毎月集金人に国民年金保険料を納めてきたにもかかわらず、夫婦とも昭和47年度の1年間が年金の給付金額に反映されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年度以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、昭和51年度から62年度までは、60年度を除き国民年金保険料を前納しており、納付時期が確認できる58年度以降は、納付期限内に納付しているなど、納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の妻も、昭和47年度以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、申立人と同様に前納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 964

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和47年3月にA市に転入した際に、夫婦で一緒に国民年金に加入し、毎月集金人に国民年金保険料を納めてきたにもかかわらず、夫婦とも昭和47年度の1年間が年金の給付金額に反映されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年度以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、昭和51年度から62年度までは、60年度を除き国民年金保険料を前納しており、納付時期が確認できる58年度以降は、納付期限内に納付しているなど、納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の夫も、昭和47年度以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、申立人と同様に前納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 965

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 3 月ごろ、A 市役所 B 出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、同出張所又は金融機関で、納付書によりすべて納付したと思うので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、納付年月日が確認できる昭和 62 年度から平成元年度までの保険料については、すべて納付期限内に納付しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の記録から、昭和 61 年 10 月 27 日に申立期間の過年度納付書が社会保険事務所で作成されたことが確認でき、当該時点では、申立期間の保険料を納付することが可能である。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を 2 回行っているが、いずれも適正に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 966

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から7年2月まで

社会保険事務所で年金の納付状況を確認した結果、私の国民年金被保険者資格が平成6年1月1日に喪失され、7年2月まで未加入期間であることが判明した。その期間は夫と外国に住んでいたので資格喪失の手続を行うはずもなく、元年8月 11 日に任意加入して口座引落としされていたので、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国外に滞在するため、平成元年8月に国民年金に任意加入しており、申立期間は任意加入被保険者となる期間であるが、6年1月時点で申立人は国外に滞在していたことが申立人のパスポートから確認でき、当該時期に申立人が資格喪失届を提出したと考えるのは不合理である。

また、A社会保険事務所の国民年金協会では、申立期間に係る資格喪失申出書は保存期限経過のため破棄されていることから、資格喪失申出書が提出されているかは不明である。

さらに、申立人は、結婚後、国民年金に任意加入した昭和 57 年 6 月以降、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、前納制度も利用しているなど、納付意識が高いことがうかがえる。

加えて、申立人の夫も、平成元年6月以降は、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 967

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から7年2月まで

社会保険事務所で年金の納付状況を確認した結果、私の国民年金被保険者資格が平成6年1月1日に喪失され、7年2月まで未加入であることが判明した。その期間は仕事で外国に住んでいたので資格喪失の手続を行うはずもなく、元年8月 11 日に任意加入して口座引落としされていたので、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国外に滞在するため、平成元年8月に国民年金に任意加入しており、申立期間は任意加入被保険者となる期間であるが、6年1月時点で申立人は国外に滞在していたことが申立人のパスポートから確認でき、当該時期に申立人が資格喪失届を提出したと考えるのは不合理である。

また、A社会保険事務所の国民年金協会では、申立期間に係る資格喪失申出書は保存期限経過のため破棄されていることから、資格喪失申出書が提出されているかは不明である。

さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成元年6月以降、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、前納制度も利用しているなど、納付意識が高いことがうかがえる。

加えて、申立人の妻も、昭和 57 年 6 月以降は、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 968

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 40 年 3 月までの期間及び 48 年 10 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 37 年 9 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 48 年 10 月から 51 年 3 月まで

昭和 54 年 11 月に「国民年金特例納付案内書」のはがきが来たので、A 市役所へ出向き、未納になっていた 37 年 9 月から 40 年 3 月までの期間と 47 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の保険料 31 万 6,000 円を一括で納めたはずであり、このことは隣人も覚えています。37 年 9 月から 40 年 3 月までの期間と 48 年 10 月から 51 年 3 月までの期間が未納になっているのは納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和 53 年 6 月には 2 年分の過年度保険料を納付し、未納期間の解消を図っている上、平成 8 年度から資格喪失するまでは前納制度を利用しているなど、国民年金制度への関心は高く、納付意識も高かったことがうかがえる。

また、申立人は、A 市が発行した国民年金特例納付案内書を所持しており、申立期間の保険料納付状況について具体的に述べている上、申立人から特例納付について相談を受けた隣人が、申立人が特例納付のため A 市役所に行ったことを証言しているなど、申立内容全般に不自然さは見られない。

さらに、A 市役所では、昭和 54 年 12 月当時、特例納付に係る納付書を発行していたこと及び特例納付の収納促進のため社会保険事務所職員が同市役所に出向いていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年10月までの期間及び44年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和40年7月及び同年8月
② 昭和42年5月から同年9月まで
③ 昭和43年3月
④ 昭和43年4月から同年10月まで
⑤ 昭和44年2月及び同年3月

私は、昭和40年7月から44年3月までの期間のうち、厚生年金保険加入期間を除く申立期間①から⑤までの17か月分の保険料と44年4月から49年3月までの保険料と一緒に、50年に特例納付したはずなのに、その期間が未加入または未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年に申立期間の保険料を特例納付（附則18条）したと主張しているが、社会保険庁の被保険者台帳から、55年6月に44年4月から49年3月までの60か月分の保険料24万円を特例納付（附則4条）したことが確認され、申立人の主張する納付時期とは異なるが、その際、直前の未納期間とされている申立期間④及び⑤の9か月分の保険料も同時に納付したと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間①、②及び③は未加入期間であるため、特例納付することができない期間である上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿、確定申告書等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年10月までの期間及び44年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案970

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から53年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、昭和54年ごろ郵送されてきた「国民年金特例納付案内書」のはがきに従って、妻がはがきを持参の上、市役所に行き、妻の国民年金保険料と一緒に特例納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を、申立人の妻が妻自身の保険料を併せて特例納付したとしており、その申立人の妻の主張については、納付場所、納付金額、納付方法等を具体的に記憶しており、申立人の保険料の納付状況が明らかであることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする主張は信憑性がある。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがわれる。

さらに、申立人が特例納付したと主張する時期は特例納付実施期間内であり、納付したと主張する金額が法定保険料の金額におおむね一致していることから、申立人が申立期間の保険料について納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案971

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から43年12月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から43年12月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、昭和54年ごろ郵送されてきた「国民年金特例納付案内書」のはがきに従って市役所に行き、夫の国民年金保険料と一緒に特例納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張については、特例納付した当時の納付場所、納付金額、納付方法等を具体的に記憶しており、申立人及び申立人の夫の保険料の納付状況が明らかであることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする主張は信憑性しんびょうせいがある。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがわれる。

さらに、申立人が特例納付したと主張する時期は特例納付実施期間内であり、納付したと主張する金額が法定保険料の金額におおむね一致していることから、申立人が申立期間の保険料について納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間及び50年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から42年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで
③ 昭和50年10月から同年12月まで

私は、申立期間①について、昭和42年11月ころA区役所で国民年金の加入手続をし、保険料を区役所の窓口で納付していた。また、申立期間②及び③についてはB区役所の集金人に保険料を納めていたのに、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間②及び③はそれぞれ3か月と短期間であり、前後の期間の保険料をすべて納付していることから、申立期間②及び③の保険料についても納めていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、国民年金手帳の発行日が昭和42年4月であるから、保険料を2か月で200円か250円を納めたとする申立人の主張は不自然である。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間及び50年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案973

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年9月までの期間、59年1月から同年3月までの期間及び61年6月から62年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から同年9月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで
③ 昭和61年6月から62年7月まで

平成12年11月13日にA市に行って納付記録をもらったが、社会保険庁の記録と異なっている。

昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料は、B銀行C支店で1か月ごとに納付し、58年10月から59年3月までの分は、A市役所へ納付に行つたが、窓口では受け取れないので市役所内のD銀行で納付するよう言われ、そこで納付し、61年6月から62年7月までの分は、59年に生まれた一人娘を抱いてB銀行C支店で納付した記憶があり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持しているA市の納付記録（電算記録）では納付済みとなっている上、このほかにも、A市の納付記録と社会保険庁の記録が一致していない部分があり、行政側の記録管理が不適切であったものと考えられる。

また、申立人は、昭和56年4月以降、申立期間及び12か月の未納期間を除き、未納は無い上、申立期間の国民年金保険料の納付状況を具体的に述べており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間①及び②はそれぞれ3か月と短期間であり、申立期間③についても14か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から50年11月まで

国民年金制度の発足と同時に国民年金に加入し、保険料を納付していました。昭和40年3月に、公務員であった夫と結婚し、国民年金には任意加入となったので、しばらくして保険料の納付をやめました。しかし、10年ほど経った50年12月、夫と相談の結果、やはり加入したほうが良いということになり、申立期間の保険料を一括で納めました。申立期間が未納となっていることには納得がいきません。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張している昭和50年12月は、第2回特例納付（実施時期は49年1月から50年12月まで）の実施時期であり、申立期間は社会保険庁の記録では強制加入期間となっていることから、特例納付することが可能である。

また、申立期間のうち、第2回特例納付で納付可能な昭和41年4月から48年3月までの保険料額は7万5,600円であり、申立人が主張している納付金額（約6万円）とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

しかしながら、昭和50年12月時点では、申立期間のうち48年4月から同年9月までは、第2回特例納付でも過年度納付でも納付することができない上、48年10月から50年11月までは、過年度納付又は現年度納付が可能ではあるものの、当該期間を含めて一括納付した場合の保険料額は、申立人の主張している納付金額と異なることから、申立期間のうち、48年4月か

ら50年11までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉厚生年金 事案 325

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和 19 年 10 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 50 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 3 月に学校を卒業し、同年 4 月 1 日に A 社に入社し、年金制度施行の 19 年 10 月 1 日から厚生年金保険に加入した。何かの手違いか資格取得日が昭和 20 年 7 月 1 日になっていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及び申立人の申立内容の具体性から、申立人が昭和 18 年 4 月 1 日から A 社に継続して勤務していたことは推認することができる。

また、申立人及び申立人の同僚の供述により特定できた 5 人の同期入社の女性については、いずれも申立人と同様に事務職員として入社しており、厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 19 年 10 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立事業所において、昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の資格取得している者の中には、学校を卒業し申立人よりも後に入社している者が確認できる上、申立事業所において、20 年 7 月 1 日に厚生年金保険の資格取得していることが確認できた者は、いずれも申立人とは違う職種の作業員として入社していることから、学校を卒業し、かつ、19 年 10 月 1 日以前に入社した女性の事務職員は、同年 10 月 1 日を厚生年金保険

の資格取得日としていたものと推認することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同期入社の者の標準報酬月額から 50 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 326

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 8 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 54 年 10 月から 55 年 8 月までの標準報酬月額は 12 万 6,000 円となっているが、私が入社した 54 年 5 月 15 日の標準報酬月額は 17 万円であり、標準報酬月額が下がったのは誤りであるので、当該期間の標準報酬月額を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、人事記録から昭和 54 年 5 月 15 日から A 社に標準報酬月額 17 万円で入社したことが確認できる。その後、同年の算定基礎届により同年 10 月から標準報酬月額が 12 万 6,000 円とされているが、当該事業所の社員経歴表において、申立人が昭和 58 年 4 月に 10 級に昇給するまでの間、職級の変更は無いことから、申立期間において標準報酬月額が下がったのは不自然である。

また、申立人が入社した当時、申立人と年齢が近く、職級が同じであった同僚については、昭和 54 年 10 月の標準報酬月額は下がっておらず、申立人についてのみ申立期間に係る標準報酬月額が下がる事情はうかがえないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額については、資格取得時の標準報酬月額である 17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者標準報酬月額の決定に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 975

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から54年3月まで

私は、昭和49年4月から54年3月までの国民年金保険料納付記録について照会したところ、この期間について納付事実が確認できなかつたとの回答をもらつた。この期間についてはA町役場等で納付書により現金で保険料を納付していたのに、未納となつてゐることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳番号は、B社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿等において昭和55年3月1日であることが確認できることから、申立期間のうち52年12月以前の保険料は時効により納付することができない期間であることに加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 976

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月から51年6月まで

昭和51年の婚姻後に夫が役場に国民年金の加入手続に行き、役場職員から特例納付の説明を受け、夫が夫婦二人分の保険料として約100万円を納付したのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の特例納付を行ったとするその夫の納付状況は、申立人の申立期間と重複する昭和44年2月から51年6月まで、申立人と同様に未納となっている。

また、申立人の夫は特例納付するために郵便局の口座から100万円を引き出したと述べているが、現在、その通帳を確認することができず、ほかにそのことを裏付ける資料も無い上、申立人の夫に納付状況等を確認したものの、記憶のあいまいな点が多く、100万円が引き出されたという確証を得るまでに至らなかった。

さらに、ほかに申立人が特例納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 977

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から45年6月まで

私は、昭和49年5月ころ、新聞で国民年金の一括納付制度があることを知り、夫がA区役所の窓口へ出向き申立期間の保険料を一括して5万円前後を納付したのに、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月ころ、申立人の夫がA区役所の窓口へ出向き申立期間の保険料を一括して5万円前後を納付したと主張しているが、同区役所では過年度納付及び特例納付の現金での保険料納付を窓口で行っていないなど、申立人の主張は不自然さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間後の昭和47年3月から同年7月までの期間及び49年2月から同年4月までの期間が未加入となっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 978

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 59 年 12 月から 62 年 9 月まで
私は、納付しなければならない国民年金保険料及び税金等の納付書が送られてくれば必ず納付していたのに、申立期間の国民年金保険料が未納となつているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元夫が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料については、申立人が納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、平成元年 8 月以降であることから、少なくとも昭和 62 年 6 月以前は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続を一緒に行ったとする申立人の元夫は既に亡くなっており、加入手続についての詳細が聴取できない上、申立人の元夫の保険料も申立人と同様の期間が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書の写し等) も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 979

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 55 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 53 年 8 月から 55 年 5 月まで

年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に昭和 53 年 8 月 28 日というスタンプ印が押されているので、53 年 8 月からの国民年金の加入と、53 年 8 月から 55 年 5 月までの保険料納付の有無を確認してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金任意加入手続の時期や場所、申立期間の国民年金保険料の納付時期、金額、納付方法等についての記憶が明確ではない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和 55 年 6 月 25 日以降となっており、A 市の被保険者名簿にも、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは 55 年 6 月 28 日で同日に任意加入したことが記載されていることから、申立期間は未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案980

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、法定免除されていたものと認めるることはできず、また、52年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるとはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年5月から46年3月まで
② 昭和52年5月から53年3月まで

昭和45年5月から46年3月までは生活保護を受けていたので法定免除になっているはずである。また、A市在住中の52年5月から53年3月までが未納となっているが、当該期間のみを外し納付するようなことは考えられないでの、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、生活保護を受けていたと主張しているが、B市の記録により、申立人は昭和46年5月24日から生活保護を受けていたことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和55年2月ごろとなっていること、申立人は、55年5月に37年11月から39年3月までの国民年金保険料を特例納付し、53年4月から54年3月までの保険料を過年度納付していることから、申立人が保険料を納付し始めたのは、55年5月であったものと推認でき、この時点では、申立期間②の保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②について、納付していないのであれば法定免除又は申請免除期間であると主張しているが、申立期間②の直前の昭和46年4月から52年4月までの法定免除は、平成3年2月に届け出されていることから、昭和52年5月以降も生活保護を受けていたのであれば、当該届出の時点で確認できたものと推認でき、申立期間②が法定免除されていたと考えるのは不自然である。加えて、申請免除はさかのぼって申請することはできないため、国民

年金手帳記号番号の払出日を前提とすると、申立期間②について免除申請していたと考えるのも不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①の国民年金保険料が法定免除されていたものと認めることはできず、また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 327

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 30 日から 23 年 12 月 31 日まで
私は、昭和 21 年 8 月に A 社に入社し、60 年 4 月末に退職しましたが、22 年 10 月から 23 年 12 月までが厚生年金保険の加入期間になっておりません。この間、退職や他社への転職等は無く、一貫して A 社に勤務していました。是非とも再調査していただき加入期間を回復していただきますよう希望します。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は、A 社で昭和 22 年 6 月 1 日資格取得、同年 10 月 30 日資格喪失及び 24 年 1 月 1 日資格再取得と記録されている。

また、事業主は、社会保険料負担軽減のため、昭和 22 年 10 月 30 日付けて多くの職員を資格喪失させ、1、2 年後に再取得手続を行い、その間、給与から厚生年金保険料は控除していなかったと回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚で厚生年金保険被保険者記録が確認できる 8 名のうち 5 名は申立人と同様の資格得喪記録で、うち 2 名は昭和 22 年 10 月 30 日資格喪失、23 年 9 月 1 日資格再取得と記録されており、申立期間について被保険者資格が継続しているのは 1 名だけであることから、事業主の主張どおり、申立人について事業主が社会保険庁の記録どおりの届出を行ったものと推認することができ、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情を見出すことはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 328

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 7 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 50 年 8 月まで

私は、昭和 38 年 1 月から 50 年 8 月までの期間については、A 社に勤めていて、厚生年金保険に加入していたので、年金記録を訂正するようあっせんを求める。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票により、A 社が厚生年金保険の適用事業所であることは確認できるが、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格は、昭和 36 年 7 月 1 日に資格取得、38 年 1 月 1 日に資格喪失と記録されており、その後の標準報酬月額欄には、算定基礎届等の記録が無いので、資格喪失に疑いはない。

また、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる給与明細書等の関連資料は無いし、元事業主の回答文書は、これを裏付けるような事情を欠いており、その作成経緯等から、申立人の厚生年金保険料控除の資料とはなり得ない。

さらに、申立人から、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況について、具体的な供述が得られない上、同僚等からも有力な供述が得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 329

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 33 年 4 月から 36 年 2 月まで

申立期間については、A 社及び B 社に継続して勤務し、事業主も同一人であるので厚生年金保険に加入していたはずであり、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社及び B 社の事業主は同一人であるが、両社とも既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A 社は昭和 33 年 4 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の被保険者資格も同日に喪失している上、B 社は 36 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の被保険者資格も同日に取得していることから、申立期間については、両社共に厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

加えて、当該事業所の事業主も、申立人と同様に、申立期間は厚生年金保険の被保険者となっていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。